

P T A各位

平成30年12月5日

山田幼・小P T A会長 藤辻 将一

## 臨時総会決議事項のご報告

今年もいよいよ残り少なくなってきました。皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。さて、12月4日に行われた臨時総会の決議に伴い以下の項目につきましてご承認いただきましたので、P T A規約の一部を改めることになりました。

今回の役員選挙より施行されますことをご報告いたします。

ご多用中にもかかわらず、慎重なるご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

### ◎臨時総会の決議事項

#### 常任委員会の改訂 (P T A規約 第8章 第25条及び附則第2条)

現規約(神戸市立山田小学校・山田幼稚園P T A規約)より抜粋

#### 第8章 委員会

(常任委員会)

第25条 常任委員会は、文化・厚生委員会、広報委員会を設ける。

- 2 常任委員会の委員(学級代表委員という)の選出は次の通り行い、委員定数は幼稚園を除き各学級とも文化・厚生委員担当1名、広報委員担当1名とする。

(以下略)

#### 附 則

第2条 常任委員会委員の定数及び選出方法は次の通りとする。

- 一、学級代表委員2名のうち、文化・厚生委員担当1名、広報委員担当1名とする。

(以下略)

↓ 改訂後規約

#### 第8章 委員会

(常任委員会)

第25条 常任委員会は、文化・厚生委員会、広報委員会を設ける。

- 2 常任委員会の委員(学級代表委員という)の選出は次の通り行い、委員定数は幼稚園を除き各学級とも学級代表委員1名とし、その中から文化・厚生委員担当、広報委員担当を話し合いにて決定する。

(以下略)

#### 附 則

第2条 常任委員会委員の定数及び選出方法は次の通りとする。

- 一、学級代表委員1名とする。

(以下略)